

「思考の柔軟性が失われることにより、人にアドバイスを求めたり、他と比較することが億劫になります。そのため、業者に言われるままになってしまいうケースもありま

す」(前出・菅原氏)

様々な弊害を起こす「75歳脳」だが、中でももっとも深刻なのが自尊心をおカネで満たそうとする思考が強くなることだ。精神科医の和田秀樹氏が解説する。

「前頭葉が衰えると、心細さや不安を強く感じるようになる傾向があります。そのため、人によっては④高額な買い物で自尊心を満たそうとして、おカネを使いこんでしまうことがある。

私の母親も70代後半の頃、デパートで意味もなく高級バッグや洋服をひと月に200万円ほど買ってしまふことが数ヵ月続きました。問いただしたところ『店員に感謝されるのが快感だった』と

話していた。金額の差はありますが、なじみの店がある人はこのケースが多いです」
高額な買い物をして感謝された時、脳内ではドーパミンが分泌される。これが快感を覚えさせる

ため、依存性があるのだ。同様の理由で、⑤新聞や保険の勧誘を断れなくなることも増える。⑥孫や子供に対して、つい計画外の援助をしてしまうのも典型例だろう。おカネを渡せば、その

場では相手に喜んでもらえる。しかし、それで不安や心細さが解消されるのは一時のことだ。脳は必ず老化するもの。「75歳脳」の兆候を見逃さず、老後破産を回避したい。

「税務署は絶対に教えてくれません！」

「取られ過ぎた税金」の取り戻し方⑬

災害の後も忘れずに

毎年のように高い税金を払っていて、ウンザリしている人は少なくないだろう。「義務だからし

れすぎた税金は取り戻せるのだ。先相代々、同じ土地に住んでいて、自宅の増築やフルリフォームをした人は所有している土地評価を見直せないか、検討しよう。そもそも登記簿に記された土地面積などの情報が昔のまま、実際のものと大きく異なっ

ているケースがある。また、固定資産税の計算は専門家が行っているわけではなく、役所の職員が行っているの、算定ミスが起きやすい。家屋の構造が間違っていたり、税額が6分の1になる住宅用地の特例が適用されていないか、固定資産税が高いかと思つたら、不動産鑑定士に相談するとい

ようがない」と思つて、放置していると税金の払いきで、知らないうちに資産を激減させている可能性がある。税務署は教えてくれないが、実は手続きをするだけで取ら

るのだ。先相代々、同じ土地に住んでいて、自宅の増築やフルリフォームをした人は所有している土地評価を見直せないか、検討しよう。そもそも登記簿に記された土地面積などの情報が昔のまま、実際のものと大きく異なっ

ているケースがある。また、固定資産税の計算は専門家が行っているわけではなく、役所の職員が行っているの、算定ミスが起きやすい。家屋の構造が間違っていたり、税額が6分の1になる住宅用地の特例が適用されていないか、固定資産税が高いかと思つたら、不動産鑑定士に相談するとい

い。誤りが見つかれば、5年分までさかのぼって、自治体から払いすぎた税金を取り戻すことができる。
自宅をリフォームしたときに利用できる減税方法もある。住宅耐震改修特別控除を利用すれば、耐震工事にかかった10% (上限25万円) を所得税から控除することが可能だ。リフォームでいえば、ほかにも住宅特定改修特別税額控除も利用しない手はない。
「妻や夫に介護が必要となり、そのために工事を行ったときに受けられる所得税控除です。たとえば、バリアフリー改修工事なら、20万円までの控除を受けられます。また、省エネ工事も対象となります」(税理士の落合孝裕氏)
自宅にまつわる税金で、金額が大きいのに、存在を忘れられがちなのが雑損控除だ。「自宅や資産が火災や地

大型企画満載 次号は9月12日(月曜日)発売です(一部地域は除く)

「取られすぎた税金」の取り戻し方⑬

取り戻す方法	ポイント	問い合わせ先
52 自宅の土地評価を見直す	土地評価に誤りがあれば、払いすぎた固定資産税を取り戻せる	税務署、不動産鑑定士
53 住宅耐震改修特別控除を申請する	23年までに行った耐震工事費用の10%が所得税から控除される	税務署
54 住宅特定改修特別税額控除を利用する	省エネ、バリアフリー工事を行った場合、最大20万円が控除される	税務署
55 雑損控除を申請する	災害、盗難などの被害額から保険補填分を引いた額が戻ってくる	税務署、通報した警察や消防
56 医療費控除を申請する	夫婦の年間医療費が10万円以上で対象となり、適用範囲が広い	税務署
57 生命保険・地震保険控除を申請する	定年退職後は自分で確定申告をしないと控除を受けられない	保険会社、税務署
58 相次相続控除を申請する	10年以内に2回以上の相続したとき、2度目の税金が安くなる	1度目の相続税を収めた税務署
59 相続税の更正請求制度を利用する	故人の資産価値評価が間違っていた場合に払いすぎた相続税が還付	相続税を収めた税務署、税理士
60 準確定申告を利用する	被相続人の終末期にかかった医療費の分だけ税金を取り戻せる	故人が住んでいた場所の管轄税務署
61 配偶者控除を申告する	1億6000万円まで相続税が非課税。死後10カ月以内の申告が必要	故人が住んでいた場所の管轄税務署
62 暦年贈与をする	年間110万円まで贈与税がかからず相続人の負担が減る	親、親族、税務署
63 iDeCoを利用する	掛け金の分だけ住民税や所得税が軽減。加入年齢が65歳に引き上げ	銀行、証券会社など
64 ふるさと納税をする	所得税が軽減される。納税した自治体が5以下なら確定申告は不要	ふるさと納税の総合サイトなど

震などの天災などで被害にあったとき、その損失から保険補填分を引いた金額が所得税から控除される仕組みです。豪雨で車が浸水して使えなくなった、空き巣に入られ現

金を盗まれたといったケースでも利用でき、適用範囲が広い。5年までしかのぼって申請することが可能です。損失額が大きく、その年の所得金額から控除しきれない場合

には3年間繰り越して、控除を受けられます。過去に自宅が被害を受けたことがある人は申告しないと損です」(ファイナンシャルプランナーの井戸美枝氏)

年間で払った医療費が10万円以上なら医療費控除を使ったほうがいい。200万円を限度に医療費が所得から控除される。高額療養費制度がすでに適用されている、そもそも医療費の自己負担分が10万円を超えないから使えないと思っている人が多いが、そこが盲点

相続税の15%を取り戻す

だ。「医療費は世帯で合算して申請することもできるのです。歯科医や通院時にかかった交通費にも適用できます。とりあえず医療費の領収書やレシートは取っておいて税務署で対象になるか相談してみるのがいいでしょう」(前出・井戸氏)

生命保険・地震保険などに入っている人は必ず確定申告をして、控除を受けよう。最大で9万円の税金が戻ってくる。会社勤めのサラリーマンなら年末調整で控除を受けられるからあまり意識しないが、定年退職した後の年金受給者は確定申告をしなければムダな税金を払い続けることになってしまう。申告するとき、保険会社から発行される控除証明書が必要になるので大事に取っておこう。

払いすぎた相続税をあとから取り戻す方法もある。更正請求を行うことで税金が戻ってくるケースは実は多い。相続してから5年以内であれば、請求できるので、金額が高すぎると思ったら税理士に相談してみよう。「よくあるのは相続した土地・家屋や非上場株式の評価が間違っているケース。更正請求では、支払った相続税の平均15%を取り戻すことができている」(税理士の岡野雄志氏)